

訪問看護利用料(医療保険)

H30.4.1～

単位:円

療養費	5,550	夜間早朝の訪問は2,100円が加算	
〃 (週4日目以降)	6,550		
〃 (入院中)	8,500	在宅療養に備えて一時的に外泊している者	
機能強化型管理療養費2(月初回)	9,400	看護職員数や24時間対応体制加算、ターミナルケア件数等によりいずれかを算定する	
管理療養費(月初回)	7,400		
〃 (月2回目以降)	2,980		
加 算	24時間対応体制加算(月1回)	6,400	利用者又は家族からの電話等に常時対応でき緊急訪問看護を必要に応じて行える体制の契約をしている場合
	特別管理加算 I (月1回)	5,000	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている者、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態にある者
	特別管理加算 II (月1回)	2,500	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている者、人工肛門又は人工膀胱を設置している者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者、真皮を越える褥瘡の状態にある者等
	情報提供療養費1(月1回)	1,500	市町村等に情報を提供した場合
	情報提供療養費3(月1回)	1,500	保険医療機関等に情報を提供した場合
	緊急訪問看護加算	2,650	診療所又は在宅療養支援病院の指示により訪問した場合
	複数名訪問看護加算(週1回)	4,500	看護職員が同時に複数の看護師等と訪問した場合
	長時間訪問看護加算(週1回)	5,200	1回の訪問が90分を超えた場合
	難病等複数回訪問加算2回	4,500	1日に2回訪問した場合の加算
	〃 3回以上	8,000	1日に3回以上訪問した場合の加算
	乳幼児加算	1,500	6歳未満の乳幼児に対し、1日につき1回の加算
	退院支援指導加算	6,000	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合
	退院時共同指導加算	8,000	退院にあたり、医療機関等と在宅での療養上必要な指導を行った場合、特別管理加算の対象者は特別管理指導加算2,000円も合わせて算定
	在宅患者連携指導加算	3,000	月2回以上医療機関と文書等により情報を共有し、利用者家族に指導を行った場合
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	利用者の病状の急変や診療方針の変更等によりカンファレンスを行った場合
	ターミナルケア療養費1	25,000	在宅で死亡した利用者(24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)
ターミナルケア療養費2	10,000	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(24時間以内に特別養護老人ホーム以外で死亡した者を含む)	

利用料は上記金額に各医療保険の一部負担割合を乗じた金額になります。

◎その他の利用料

訪問交通費(片道10km以上)	250 円
営業時間外の利用(1回毎に加算)	800 円
※ただし、12/30～1/3の期間のみ	3,000 円
死後の処置料	3,500 円

◎保険外訪問の場合

30分未満	4,500 円
30分を超え60分まで	8,000 円
60分を超える	12,000 円

◎医療材料費等

実費負担

【加算利用申し込み】

24時間対応体制加算	印
特別管理加算 I	印
特別管理加算 II	印
情報提供療養費	印